

令和2年度 銚田市中中学生海外派遣事業実施要項

1. 目的

次代を担う中学生を海外に派遣し、実践的な英語コミュニケーション能力の向上を図るとともに、ホームステイを通じてその国の文化、風俗、習慣等異文化に触れ国際感覚を養う国際化に対応した人材を育成するために行う、銚田市中中学生海外派遣事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の内容

事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ホームステイによる生活体験
- (2) 学校訪問等による生徒間の国際交流体験
- (3) 語学研修並びに文化、風俗、習慣及び自然に関する見学・体験
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

3. 事業の実施時期

事業は、夏季休業期間中に行うものとし、学業に支障を及ぼさない時期とする。

4. 事業の対象者

事業の参加対象者は、市内在住の中学校第2学年又は第3学年の生徒とする。

5. 派遣人員

事業に派遣することができる人員は、16名程度とする。

6. 事業参加の申込み

事業に参加しようとする者は、別に定める募集要項に従い、所定の期日までに市長に提出しなければならない。

7. 選考委員会

事業の参加者を選考するため、銚田市中中学生海外派遣事業参加者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

8. 委員会の構成

委員会は、次の掲げる者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 教育委員会教育長
- (3) 教育委員会教育委員
- (4) 銚田市校長会
- (5) 教育部長
- (6) その他、市長が必要と認める者

9. 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は教育委員会教育長を充てる。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

10. 事業参加者の選考基準

事業参加者の選考基準は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 生徒自身が積極的に参加を希望し、保護者の了解が得られること。
- (2) 心身ともに健康で、海外滞在期間の生活に適応できる健康状態であること。
- (3) 本事業の計画に従って、規律ある行動ができること。
- (4) 派遣の目的を十分に理解し、積極的に行動をとれること。
- (5) 学業、生徒会活動、クラブ（部活動）、地域活動等に積極的に取り組んでいること。
- (6) 外国の国々に対して、興味・関心があり研修意欲があること。
- (7) この事業に初めて参加する生徒であること。
- (8) 事前研修及び事後活動に積極的に参加できる者であること。
- (9) 自分の意思が伝えられる(英検4級)程度の英語力があること。

11. 海外派遣事業参加者の決定

海外派遣事業参加者の選考は、委員会の推薦に基づき、市長が決定する。

12. 派遣の取消し

- (1) 市は、海外派遣出発前に、派遣生の健康の理由又は派遣生として不適格な事由が生じた場合は、当該派遣生の資格を取り消すことができるものとする。
- (2) 市は、海外派遣出発後において派遣生として不適格な事由が生じた場合は、当該派遣生の資格を取り消すとともに、派遣の途中で帰国させることができるものとする。

13. 費用の負担等

次に掲げる費用は、派遣生の保護者が負担するものとする。

- (1) 派遣事業参加者負担金
- (2) 参加者が任意に加入する保険料
- (3) 参加者の責めに帰する疾病又は障害の治療費
- (4) 旅券取得のための費用
- (5) 個人の用に供する費用
- (6) 前項の規定により帰国させられた者の旅費

14. 事前・事後研修

参加者は、派遣事業の目的達成のため、次に掲げる研修に参加しなければならない。

- (1) 事前研修は、参加者に派遣事業の意義を十分に理解させ、研修意欲を高めるとともに、派遣事業参加者として必要な教養と国際的な視野を培い、さらに参加者相互の人間関係の円滑化を図る。
- (2) 現地研修は、現地の学校での授業への参加、ホームステイ、史跡の見学等を通じて、現地の教育、文化、歴史等の学習を行うとともに、現地の学校の生徒及び市民との交流を行う。
- (3) 事後研修は、派遣事業の成果を報告書にまとめ、市長に提出する。